



令和2年度 互助会事業のご案内(保存版)

今月は新年度の始まりになりますので、補助金、
共済給付事業についてご案内します。
ぜひ手元に保存していただきご活用ください。



<目次>

人間ドック受診料補助	1
共済給付事業(保険金)	2
様式集(保険金請求書兼証明書・人間ドック受診料 補助申請書)	
※助成券、チケットの販売等の情報につきましては、5月号にてご紹介します。	



働き盛りのあなたの健康チェック 人間ドック受診料補助

令和2年度に会員が人間ドックまたは健康診断のオプション健診を受診された場合、料金の一部を補助します。

対象者 令和2年度中に
○人間ドック検診を受診された会員。
○生活習慣病予防健診(基本健診)に付加健診(大腸がん検診等のオプション検診)を併せて受診された会員で「総支払額から生活習慣病健診(基本健診)料を引いた金額(オプション検診料)が3,000円を超える場合」
(※国民健康保険加入の方は、市の補助制度を利用できる場合があります。詳しくは市へお問い合わせください。)

補助金額 **会員 年1回に限り 3,000円**
申請方法 「人間ドック受診料・健康診断付加検診受診料補助金請求書(事務のてびき・互助会ホームページにあります)」に人間ドック・健康診断を受診したことがわかる領収書の写しを添付。(評議員を通じ、事務局へご提出下さい。健康診断のオプション健診料補助を申請される場合は必ず「基本健診」の領収書も添付してください。)

申請期間 **受診後、速やかに!**
※注意 ・人間ドック受診料補助については、毎年請求出来る事となります。年度内1回が対象となりますので、年度内に2回受診とならないよう受診日にご配慮ください。
・年度末の3月に受診されるのはできるだけさけていただきますようお願いします。(受診された場合はすぐに請求手続きをお願いします。)
・この補助金は事業所の口座に振り込みさせていただきます。

◎ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

☆インフルエンザ予防接種料補助につきましても実施の予定です。

詳細が決まり次第、「互助会だより」でお知らせします。





令和2年度 共済給付事業

保険の請求期間は、支払事由の発生した日から60日以内です。ただし、傷病休業保険金に限り、職場復帰後60日以内です。(住宅災害保険金のご請求は、災害発生直後にご連絡をお願いします。) 支払事由が発生しましたら、評議員を通じ事務局までご提出ください。

支払事由		提出書類	対象	保険金(円)
祝金	結婚	保険金請求書兼証明書	会員の法律上の婚姻	20,000
	出生	保険金請求書兼証明書	会員の子の出生	10,000
	小学校就学	保険金請求書兼証明書	会員の子の小学校入学	10,000
	還暦	保険金請求書兼証明書	満60歳になられた会員	10,000
	退会餞別金	保険金請求書兼証明書	在会5年以上の退会者	10,000
	勤続祝金	保険金請求書兼証明書	勤続20年の会員	10,000
			勤続25年の会員	10,000
勤続30年の会員			10,000	
傷病休業 保険金	休業30日以上 90日未満	保険金請求書兼証明書	同一傷病で連続して 休業した会員	10,000
	休業90日以上			20,000
住宅災害 保険金	火災等	保険金請求書兼証明書 修理業者による見積書(写し可)	火災により建物または 家財が被害を被った場合	最高 300,000
	自然災害等	関係官署の罹災証明書(写し可)	自然災害により建物が 被害を被った場合	最高 90,000
後遺障害・ 後遺障害保険金	疾病による重度 障害	保険金請求書兼証明書 医師の後遺障害診断書(写し可) ※不慮の事故による場合は、不慮 の事故である証明書(写し可) ※交通事故による場合は、交通事 故である証明書(写し可)	65歳未満の会員	200,000
	不慮の事故によ る重度障害・ 後遺障害		65歳以上の会員	100,000
			会員の不慮の事故による重 度障害・後遺障害	最高 200,000
交通事故による 重度障害・ 後遺障害	会員の交通事故による 重度障害・後遺障害	最高 700,000		
死亡保険金	疾病による死亡	保険金請求書兼証明書 医師の死亡診断書または死体検 案書(写し可) ※不慮の事故による場合は、不慮 の事故である証明書(写し可) ※交通事故による場合は、交通 事故である証明書(写し可)	65歳未満の会員	200,000
			65歳以上の会員	100,000
	不慮の事故に よる死亡		会員の不慮の事故に よる死亡	200,000
交通事故に よる死亡	会員の交通事故による死亡	700,000		
死亡弔慰金	配偶者	保険金請求書兼証明書	会員の配偶者の死亡	30,000
	子	保険金請求書兼証明書	実・養・継子およびこれらの配偶 者の死亡	20,000
	親	保険金請求書兼証明書	会員及び配偶者の父母(実・養・ 継)の死亡	10,000

★夫婦・親子等が共に会員の場合、該当する保険金は共にお支払されます。

★保険金は通常、請求された翌月に全労済協会からお支払され、その後、互助会から各事業所指定の金融機関の口座に月末頃に振り込み致します。(ただし、会員死亡保険金は、会員の遺族が指定される預金口座へ振り込みます。)

★会員本人の死亡保険金を申請される場合、提出書類の他に「対象者と保険金受取人の関係を証明する書類」の提出をお願いする場合があります。

高島市勤労者互助会(たかきんワーク) Tel: 0740-32-8188 Fax: 0740-32-3340

〒520-1217

滋賀県高島市安曇川町田中89

高島市商工会内

URL <https://taka-kin.zenpuku.or.jp/> Eメール info@taka-kin.zenpuku.or.jp